



JAF

入会のご案内

JAF入会
200円割引

コープかがわ組合員(ご家族)のみなさまは
通常6,000円が**5,800円**で加入できます。

JAFデジタル会員証登録・JAF新規入会キャンペーン

2018年
8月10日
締切

- ①コープかがわ経由でJAFのご継続手続きをされ、かつ、JAFデジタル会員証を登録されている組合員(ご家族)
- ②今回コープかがわ経由で新規にJAFにご加入いただいた組合員(ご家族)

の中から抽選で**20名様**に

「トミカ 三菱ふそうキャンターJAFレッカー車」
を進呈いたします。



※自動エントリーで、キャンペーンへの応募は不要です。この機会にぜひJAFデジタル会員証をご登録ください。
※期間中新規入会者でデジタル会員証登録をすると確率2倍! ※当選の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。

JAF会員証提示で日本全国約**48,000以上**の
施設で優待サービスが受けられます♪

※他の優待・割引等との併用はできません。

トRESTA白山



[夏]屋外レジャープール入場料
[冬]アイスアリーナ滑走料 **100円引**

讃岐路野天風呂 湯屋 琴弾廻廊



野天風呂の趣廊を
お楽しみください!!
入館料
正規料金より 大人 **50円引**

海鮮うまいもんや 浜海道



飲食代 **5%割引** ※個別会計不可

DEAR



おいしい
イタリアン!!
サヌキイタリアン
手作り自然派料理
飲食代
(ランチメニューは除く) **5%割引**
※現金支払いに限りです。

会員証がスマホに入る! ※マイページ登録が必要です。

JAFデジタル会員証



優待施設の利用やロードサービスを受ける時に、
スマートフォンで会員証を表示できるため便利です。

安心 出先でロードサービスをご依頼する時、場所をGPSでお探します。
便利 優待サービスをご利用できる施設を簡単に検索できます。(JAFお得ナビ)

ダウンロード方法 ※通信料はお客様負担となります。

Android はGoogle Play、
iOS はApple Storeから
JAFデジタル会員証 Q で検索!!



JAFロードサービスなら こんなトラブルもOK!

- JAFのロードサービスは「人にかかる」(注)もの、マイカー以外でも利用できます。二輪車もOKです。
(注)法人会員は除く
- 故障でなくても、お伺いします。
窓が閉まらない、異音がする、ETCカードが抜けない...
- スベアタイヤと交換のほか、タイヤパンク応急修理(注)も対応しています。(注)タイヤの状況等により修理できない場合もあります

2018年3月現在 ※JAF会員証は必ずご利用前にご提示ください。/優待の変更・解約や一時休業の場合があります。JAFホームページ等で事前にご確認ください。

通常	入会金	年会費	合計
個人会員	1年分	¥2,000	¥4,000
	2年分一括	¥1,500	¥8,000(4,000×2)
	3年分一括	¥1,000	¥12,000(4,000×3)
	5年分一括	不要	¥20,000(4,000×5)
家族会員 (5名まで加入可) ※1名につき	1年分	免除	¥2,000
	2年分一括	免除	¥4,000(2,000×2)
	3年分一括	免除	¥6,000(2,000×3)
	5年分一括	免除	¥10,000(2,000×5)

※家族会員のみのお申し込みの場合は、既入会者の有効期限と同一になります。
※身体障がい者の方は入会金が無料となります。JAFまでお問い合わせ下さい。

コープかがわ組合員
¥5,800
¥9,200
¥12,600
¥19,400
¥1,900
¥3,850
¥5,800
¥9,700

※差額はコープかがわが負担致します。

【対象者】コープかがわの組合員およびご家族(コープの組合員規定内)

(お申込方法)
裏面の「会員規則」および「個人情報の取り扱い」をご確認いただき、裏面下の「入会申込書」に必要事項をご記入のうえ、担当者へお渡し下さい。

(お支払方法)
共同購入請求明細書に表示し、商品代金として合算して振替させていただきます。

(契約開始)
会員証到着日より有効(お申込後、約3週間で「会員証」を発送します。

*JAF入会お申し込みは、裏面下にご記入下さい。

会員規則

制定 1963年 3月 5日
最新改正 2017年 4月 1日

この規則は、一般社団法人 日本自動車連盟（以下「本連盟」という。）の定款に基づき、会員に関する事項を定めたものです。

- （一般会員）
- 第1条 本連盟の一般会員は、日本国内に居住する自家用乗用自動車の所有者、使用者等の自動車ユーザー又は自動車交通に関心を有する者で、本連盟の目的に賛同し、入会したものとします。その種類は、次の3種類とします。
- （1）個人会員 ー 個人の会員とします。
- （2）家族会員 ー 個人会員と同様の家族又は生計を一にする家族の会員とします。家族とは、民法に規定する親族のことです。
- （3）法人会員 ー 法人又は団体の会員とし、一般法人会員とレンタカー会員からなるものとします。
- なお、レンタカー会員は、現にレンタカー事業の許可を受けている事業者に限るものとします。

- （一般会員の入会手続）
- 第2条 一般会員になるには、会員の種類に応じて次のとおり所定の手続きが必要です。
- （1）個人会員になるには、所定の申込手続きと入会金及び会費の納入が必要です。
- （2）家族会員になるには、当該家族の個人会員が、所定の申込手続きと会費を納入することが必要です。
- なお、家族会員については、入会金は免除します。この場合、家族会員としては、個人会員と同様の家族又は生計を一にする家族のうち5名まで入会できます。
- （3）法人会員になるには、当該法人を対象とした所定の申込手続きと入会金及び会費の納入が必要です。
- また、レンタカー会員になるには、併せて別に定めるレンタカー会員規約への同意が必要です。
- なお、当該法人の使用する車両の登録番号又は車両番号（以下「車両番号」という。）を届け出ることとし、当該会費のほかにも車両1台ごと（レンタカー会員にあっては、会員証1枚ごと）に会費の納入が必要です。

- （一般会員の資格発生）
- 第3条 一般会員の資格は、会員が会員証（仮会員証を含む。）を受領したときから生じます。ただし、レンタカー会員に限り、連盟が指定した日からとすることができるとします。
- （会員証の発行等）
- 第4条 会員は、入会時に有効期限を記載した会員証（以下「普通会員証」という。）を発行し、貸与します。
- なお、次の会員は、複数年間使用することとする会員証（以下「複数年会員証」という。）を発行し、貸与します。
- （1）本連盟の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から口座振替の方法又はクレジットカード決済（以下「自動振替」という。）により単年分の会費を毎年納入する会員。
- （2）現金又はクレジットカード決済により所定の期間の複数年分の会費を一括納入する会員。
- 第5条 会員証を紛失等した場合は、速やかに本連盟に届け出て下さい。
- この場合、所定の会員証再発行手数料を支払うことにより、再発行を受けることができます。
- 第6条 会員（家族会員を除く。）には、機関誌を配布します。

- （会員資格の証明）
- 第5条 会員の資格は、すべて会員証によって証明されますから、会員証は常に携帯して下さい。
- 第6条 会員証の有効期限が切れた場合は、本連盟が会員に対して行う諸サービスが受けられなくなります。
- （会員証の有効期限等）
- 第6条 新規入会の場合における普通会員証の有効期限は、入会時点から1年後の同月末日とします。
- なお、第4条第1項（1）の会員の複数年会員証の有効期限は、入会時点から5年後の同月末日とします。
- また、第4条第1項（2）の会員の複数年会員証の有効期限は、入会時点から当該会費納入年数分後の同月末日とします。
- 第7条 家族会員における会員証の有効期限は、当該家族の入会を申し込んだ個人会員の会員証の有効期限と同一とします。
- 第8条 会員証は、第15条の規定により会員資格を喪失したときは、その効力を失います。
- （会員の継続）
- 第7条 会員証の有効期限を継続更新しようとするときは、所定の申込手続きと会費を納入する必要があります。
- 第8条 会員証の有効期限終了後4ヶ月以内に会費を納入する場合は、入会金を免除し、有効期限終了時点までさかのぼって会員証を発行し、貸与します。
- ただし、会費滞納の期間については、本連盟が会員に対して行う諸サービスは受けられません。
- （一時的な休会）
- 第8条 個人会員が、海外勤務又は病気療養その他の事由により会費の納入を休止する場合は、あらかじめ所定の手続きを行い、5年以内に限り休会することができます。休会の期間中は、本連盟が会員に対して行う諸サービスは受けられません。
- 第9条 休会を解消する場合は、所定の手続きにより休会解消時点からの会費の納入が必要です。
- なお、入会金は免除します。
- （臨時会費）
- 第9条 本連盟の運営上特に必要と認めたときは、理事会の議決を得て、会員から臨時会費を徴収することができます。
- （会員の事業参加）
- 第10条 会員は、交通知識の向上や社会貢献を図るため、本連盟が行う交通安全活動や環境改善活動等の事業に参加することができます。
- （会員の権利）
- 第11条 会員は、会員証の有効期限内において、本連盟が会員に対して行う諸サービスを受けることができます。
- （1）個人会員は、会員証に記載されている氏名の方に限り、本連盟が個人会員に対して行う諸サービスを受けることができます。
- （2）家族会員は、会員証に記載されている氏名の方に限り、本連盟が家族会員に対して行う諸サービスを受けることができます。
- （3）法人会員は、会員証に記載されている法人名に限り、本連盟が法人会員に対して行う諸サービスを受けることができます。
- なお、ロードサービス、または車両に係る会員優待を受ける場合は、一般法人会員にあっては、会員証に記載された車両番号の車両が、レンタカー会員にあっては使

- 用車両の届出をした車両番号の車両が対象となります。
- （会員の義務）
- 第12条 会員は次の事項を守って下さい。
- （1）本連盟が会員に対して行う諸サービスを受ける場合は、必ず会員証を提示すること。
- （2）会員証は他人に譲渡又は貸与しないこと。
- （3）改名又は住所変更をした場合は、速やかに本連盟に届け出ること。
- （4）法人会員が、ロードサービス、または車両に係る会員優待を受ける車両を変更する場合は、速やかに本連盟に届け出ること。
- （5）常に交通規則を守り、他に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- （6）ロードサービス等を受けるとき、係員の指示又は注意に従うこと。
- （ロードサービス時の責任）
- 第13条 ロードサービスに起因する車両の損傷、人身事故について、本連盟に故意又は重大な過失がない限り本連盟はその責めを負いません。
- （一般会員の退会手続）
- 第14条 一般会員が退会しようとするときは、電話、FAXを利用して申し出て下さい。ただし、第16条第2項の規定が適用される場合は、本連盟所定の退会届の提出が必要です。
- （会員資格の喪失）
- 第15条 会員は次の場合は、資格を失います。
- （1）退会を申し出たとき。
- （2）成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- （3）定款に定める納入期間内に会費を納入しないとき。
- （4）総社員が同意したとき。
- （5）死亡又は解散したとき。
- （6）定款の定めによって除名されたとき。
- （7）家族会員の場合、当該家族の入会を申し込んだ個人会員が会員資格を喪失したとき、もしくは個人会員と同様の家族又は生計を一にする家族でなくなったとき。
- （会員の権利喪失）
- 第16条 第15条の規定により会員資格を喪失した場合は、会員としての一切の権利を失います。この場合、本連盟の指示に従って直ちに会員証を返却するか、会員証に切り込みを入れて破棄しなければならないものとします。
- 第17条 本連盟が退会しようとするときは、電話、FAXを利用して申し出て下さい。ただし、第16条第2項の規定が適用される場合は、本連盟所定の退会届の提出が必要です。
- （名誉会員）
- 第17条 本連盟の名誉会員は、本連盟に対し功績著しい個人として理事会の推薦を受けたもので、本連盟に入会することを承諾したものとします。
- 第18条 名誉会員の入会及び継続手続きは、本連盟事務局が行うものとし、会員としての権利及び義務は、一般会員のうち個人会員に準ずるものとします。
- 附 則（2017年1月26日）
- この規則は、2017年4月1日から実施します。

入会金及び会費に関する規則

制定 1999年12月 3日
最新改正 2017年 4月 1日

- この規則は、一般社団法人 日本自動車連盟の定款第7条第1項の規定に基づき、一般会員の入会金及び会費に関する事項を定めたものです。
- 第1条 個人会員の入会金は2000円、年会費は4000円とします。
- ただし、次のいずれかに掲げる場合における入会金及び年会費等の取扱いは次の通りとし、中途退会する場合は、入会金優遇措置を解除し、別表第1の通り残余年数分の年会費から当該不足分と所定の事務手数料を差し引き返還するものとします。
- （1）新規入会と同時に2年分の年会費納入の場合における入会金は1500円とします。
- （2）新規入会と同時に3年分の年会費納入の場合における入会金は1000円とします。
- （3）新規入会と同時に5年分の年会費納入の場合における入会金は不要とします。

別表第1 複数年会員中途退会時における当該不足分及び所定の事務手数料 【円】	入会後1年末満					入会後2年末満					入会後3年末満					入会後4年末満					所定の事務手数料
	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月	13ヶ月	14ヶ月	15ヶ月	16ヶ月	17ヶ月	18ヶ月	19ヶ月	20ヶ月	
複数年会員2年一括	500																				500 (税別)
複数年会員3年一括	1000																				500 (税別)
複数年会員5年一括	2000																				500 (税別)

- （4）新規入会と同時に本連盟の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から口座振替の方法又はクレジットカード決済により会費の納入の申込みをする場合における入会金は1500円とします。
- （5）身体障害者が個人会員に入会する場合は、入会金を免除します。
- （6）家族会員が個人会員に入会する場合は、入会金を免除します。
- （7）在籍10年以上の個人会員の退会の申し出と同時に、指名する親族が個人会員に入会する場合は、入会金を免除します。ただし、指名できる人数は1名とします。
- （8）死亡により会員資格を喪失した日（在籍10年以上の個人会員の親族が個人会員に入会する場合は、入会金を免除します。）
- 第2条 家族会員の入会金は免除し、年会費は1名につき2000円とします。
- 第3条 法人会員の入会金は2000円、年会費は2000円とします。
- なお、一般法人会員に係る車両1台毎の年会費、レンタカー会員に係る会員証1枚毎の年会費は、それぞれ2000円とします。
- 第4条 連盟との業務提携契約に基づき「A F取扱窓口」において行われる会員証の有効期限の中途日を起算とする会員証の有効期限の更新にあっては、更新しようとする年会費に加え、別表第2に定める期限調整額を合せて納入することにより、所定の更新後で会員証の有効期限を更新することができます。

別表第2 期限調整額 【円】	期限調整額										
	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月
個人会員	330	670	1,000	1,330	1,670	2,000	2,330	2,670	3,000	3,330	3,670
家族会員	170	330	500	670	830	1,000	1,170	1,330	1,500	1,670	1,830
法人会員 (連盟1台のみ)	170	330	500	670	830	1,000	1,170	1,330	1,500	1,670	1,830

附 則（2017年 1月26日）

この規則は、2017年4月1日から実施します。

個人情報の取扱いについて

JAFは、会員およびその他のお客様（以下、「会員等」といいます）が安心してJAFの諸サービスをご利用いただけるよう、JAFの「個人情報保護方針」に基づき会員等の個人情報を以下のとおり適切に取扱いします。JAFの個人情報保護管理者は、本部総務部長です（連絡先は、下記「個人情報問合せ窓口」）。

個人情報の取得と利用目的について

JAFが取得する個人情報の利用目的は以下のとおりです。

- ・JAFの諸サービスをお受けになる際の個人情報に関する確認
- ・会員への会員証および機関誌の送付、更新等諸手続きとそのお知らせ
- ・イベント等の申込手続きおよび参加費用等の請求
- ・お受けになられたサービスの統計および分析
- ・各種アンケート調査の依頼
- ・提携先企業からの会員状況の問合せへの対応
- ・提携先企業への会員情報の連絡
- ・提携先企業のお客様からの故障等、救援受付および各種サービスのご案内
- ・会員、提携先企業等から適正に取得した顧客情報への入会・継続等のご案内
- ・JAFが有する債権の回収
- ・JAFマイページ（インターネットを活用した会員向けサービス）に関する情報提供
- ・ご意見、ご要望、お問合せ等への対応
- ・その他、新しい会員サービスの開発および運用

個人情報の第三者への提供について

会員等からご提供いただいた個人情報を、あらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。ただし、次の場合は除きます。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

個人情報の委託について

会員への会員証および機関誌の送付、更新等手続きのお知らせなど、前述した利用目的の範囲内において、機密保持契約を締結した業務委託先の事業者へ会員等の個人情報の一部または全部を委託する場合があります。この場合、当該業務委託業者の個人情報の取扱いについて、委託した個人情報の安全管理が図られるよう、適切な管理、監督をおこないます。

また、JAFが業務委託により提携先企業からお預かりした個人情報は、委託元との契約の範囲内でのみ利用します。

個人情報の提供について

お客様が、お客様の個人情報をJAFに提供することは任意です。ただし、必須項目にご記入いただけない場合には、「個人情報の取得と利用目的について」に記したサービス等を適切に提供できない場合があります。

個人情報の保護と管理について

会員等からご提供いただいた個人情報について、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えいなどを防止するために、適切な安全対策を講じます。

個人情報の開示と利用について

個人情報の開示（利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止）のご請求ならびに個人情報の取扱いについては、下記までお問合せください。

「個人情報問合せ窓口」

JAF 支部 窓口（9：00～17：30 土、日、祝日および年末年始は休み）

JAF 総合案内サービスセンター

TEL 0570-00-2811（平日 9：00～19：00、土日 9：00～17：30、年末年始休業）

※通話料は有料（固定電話は1分10円、携帯電話は20秒/10円）。ただし、一部のIP電話からはご利用になれません。

※携帯電話からおかけの場合、基本使用料に含まれる無料通話分の対象とはなりません。

上記ナビダイヤルがご利用にならない場合は048-840-0036まで、※開示等の回答は、JAF支部窓口からご連絡いたします。

※JAFホームページでもご案内しております。

JAFホームページ <http://www.jaf.or.jp/>

反社会的勢力に関する表明

「私及び入会させる私の家族は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）のいずれでもないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

また、私及び入会させた私の家族が反社会的勢力であることが判明した場合には、JAF会員としての資格を停止されても異議を申し立てません。また、これにより損害が生じた場合でもいっさい私の責任としません。」

JAFの趣旨（定款 第3条 目的）

本連盟は、交通知識の向上と交通安全並びに環境改善の推進を図り、自動車ユーザーの權益を擁護し、かつ各種便益を提供すると共にあわせて自動車を通じて国際親善と自動車スポーツの健全な発展に努め、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

※「定款」、「会員規則」、「入会金及び会費に関する規則」及び「個人情報の取扱いについて」は、内容を適宜見直し、改正することがあります。改正内容につきましては、随時「JAFホームページ」でお知らせいたします。「JAFホームページ」 <http://www.jaf.or.jp/>

キリトリ

※参加申込書を提出の際は、紛失防止の為、地区担当者にひと声かけて下さい。もしくは、注文書にクリップでとめてご提出下さい。※ご記入いただいた個人情報は、本企画の手続きのためのみ利用させていただきます。

班名	組合員名	組合員CD	記入日	平成	年	月	日
(〒)							
住 所							

申込区分に ☒ 印	個人会員入会者名（家族会員追加の場合は必ず既入会者名をご記入下さい）	性別	生年月日
個人会員入会	(フリガナ) 氏 名 (自署)	男	T ・ S ・ H
☐ 1年 ☐ 2年 ☐ 3年 ☐ 5年	既入会者の個人会員番号	女	年 月 日
個人会員入会+ 家族会員入会	① 家族会員入会者名	続柄	性別
☐ 1年 ☐ 2年 ☐ 3年 ☐ 5年	(フリガナ) 氏 名 (自署)		生年月日
	② 家族会員入会者名	続柄	性別
	(フリガナ) 氏 名 (自署)		生年月日
	③ 家族会員入会者名	続柄	性別
	(フリガナ) 氏 名 (自署)		生年月日
	④ 家族会員入会者名	続柄	性別
	(フリガナ) 氏 名 (自署)		生年月日
☐ 家族会員追加	⑤ 家族会員入会者名	続柄	性別
	(フリガナ) 氏 名 (自署)		生年月日

*家族会員は同居家族5名までご入会いただけます。
*家族会員の会費は個人会員にご請求させていただきます。
【お問合せ先】
・コープかわわサービスセンター：(TEL)0120-4884-90[9:00～18:00 月～金]
・JAF香川支部：(TEL)087-867-8411[9:00～17:30 土・日・祝・年末年始を除く]